

## ビジネスd出勤簿サービス利用規約【現改比較表】 2026年1月30日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

### 第1条（略）

### 第2条（用語の定義）

本規約においては、次の用語の意味は、当該各号に定めるとおりにします。

(略)	(略)
有料プラン	ビジネスd出勤簿（年額2,400円/ユーザライセンス）をいいます。
<u>無料プラン</u>	<u>ビジネスd出勤簿（無料プラン）をいいます。</u>

### 第3条～第5条（略）

### 第6条（利用契約の締結）

1～4（略）

5（略）

(1)～(5)（略）

(6) 無償プランにて、同一名義での申込を当社が4件以上確認した場合。

(7)～(10)（略）

6～7（略）

### 第1条（略）

### 第2条（用語の定義）

本規約においては、次の用語の意味は、当該各号に定めるとおりにします。

(略)	(略)
有料プラン	ビジネスd出勤簿（年額2,400円/ユーザライセンス）をいいます。

### 第3条～第5条（略）

### 第6条（利用契約の締結）

1～4（略）

5（略）

(1)～(5)（略）

(6) 削除

(7)～(10)（略）

6～7（略）

第7条（利用期間）	第7条（利用期間）
1. <u>無償プランの利用期間は申込みを行った月の末日までとなります（成立日が月途中の場合であっても当月末日までとします。例：8月15日から8月31日まで）。利用期間内に解約手続きを実施されない場合、期間満了の翌日から起算して1か月間、同一条件をもって自動更新されるものとします。</u>	1. <u>削除</u>
2 (略)	2 (略)
第8条～第11条（略）	第8条～第11条（略）
第12条（当社が行う本契約等の解約）	第12条（当社が行う本契約等の解約）
1 (略)	1 (略)
2 当社は、契約者が次の各号の一に該当すると当社が判断したときは、何らの催告を行うことなく、直ちに本契約の全部又は一部を解約できるものとします。	2 (略)
(1) <u>無償プランにて、契約者又は利用者による本サービスへのログインが3か月以上ないことを当社が確認したとき。本契約の申込内容が事実に反していることが判明したとき。</u>	(1) <u>削除</u>
(2)～(11) (略)	(2)～(11) (略)

第 13 条（設定可能上限）  1. 当社は、契約者が行う 1 の申込みに対して本サービスの利用環境として仮想的に分割した 1 の仮想領域(以下「テナント」といいます。)を契約者へ提供し、1 のテナントにおいて設定可能なユーザライセンスは以下の表に定める通りとします。	第 13 条（設定可能上限）  1. 当社は、契約者が行う 1 の申込みに対して本サービスの利用環境として仮想的に分割した 1 の仮想領域(以下「テナント」といいます。)を契約者へ提供し、1 のテナントにおいて設定可能なユーザライセンスは以下の表に定める通りとします。																									
<table border="1" data-bbox="92 393 1114 771"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>上限（有料プラン）</th><th>上限(無料プラン)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用人数(管理責任者及び確認者含む)</td><td>なし</td><td><a href="#">テナントごとに 300 ユーザライセンス</a></td></tr> <tr> <td>管理責任者</td><td>なし</td><td><a href="#">テナントごとに 2 ユーザライセンス</a></td></tr> <tr> <td>確認者</td><td>-</td><td><a href="#">テナントごとに 5 ユーザライセンス</a></td></tr> <tr> <td>承認者</td><td>なし</td><td>-</td></tr> </tbody> </table>	項目	上限（有料プラン）	上限(無料プラン)	利用人数(管理責任者及び確認者含む)	なし	<a href="#">テナントごとに 300 ユーザライセンス</a>	管理責任者	なし	<a href="#">テナントごとに 2 ユーザライセンス</a>	確認者	-	<a href="#">テナントごとに 5 ユーザライセンス</a>	承認者	なし	-	<table border="1" data-bbox="1114 393 2149 771"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>上限（有料プラン）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用人数(管理責任者及び確認者含む)</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>管理責任者</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>確認者</td><td>-</td></tr> <tr> <td>承認者</td><td>なし</td></tr> </tbody> </table>	項目	上限（有料プラン）	利用人数(管理責任者及び確認者含む)	なし	管理責任者	なし	確認者	-	承認者	なし
項目	上限（有料プラン）	上限(無料プラン)																								
利用人数(管理責任者及び確認者含む)	なし	<a href="#">テナントごとに 300 ユーザライセンス</a>																								
管理責任者	なし	<a href="#">テナントごとに 2 ユーザライセンス</a>																								
確認者	-	<a href="#">テナントごとに 5 ユーザライセンス</a>																								
承認者	なし	-																								
項目	上限（有料プラン）																									
利用人数(管理責任者及び確認者含む)	なし																									
管理責任者	なし																									
確認者	-																									
承認者	なし																									
第 14 条～第 21 条（略）	第 14 条～第 21 条（略）																									
第 22 条（料金）  1. <a href="#">本サービスは無償プランと有償プランがあります。詳細は別紙に記載の通りとします。</a>	第 22 条（料金）  1. 別紙に記載の通りとします。																									
第 23 条～第 28 条（略）	第 23 条～第 28 条（略）																									
第 29 条（損害賠償の制限）  (略)  2 前項により当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、 <a href="#">有償プランに限り、</a> サービスにかかる利用料金を上限として、その責任を負うものとします。  3 (略)	第 29 条（損害賠償の制限）  (略)  2 前項により当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、サービスにかかる利用料金を上限として、その責任を負うものとします。  3 (略)																									
第 30 条～第 42 条（略）	第 30 条～第 42 条（略）																									

別紙

1. 無償プラン

(1)提供機能

打刻（端末制限あり）、打刻確認、打刻一覧CSV出力、打刻修正、組織設定、権限設定機能

(2)料金

無償

(3)勤務データの保管期間

当月を含む4暦月分

2. 有償プラン

(略)

別紙

1. 削除

2. 有償プラン

(略)

附則(令和8年1月27日 C A S 2 サ000400016494-01号)

(実施期日)

1.この改正規定は令和8年4月1日から実施します。

(経過措置)

2. 当社は、第10条(本サービスの廃止)の定めに基づき、令和8年3月31日をもって無料プランの提供を終了します。

3. この改正規定実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。